

衆議院 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会議録 第三号

平成二十六年十一月十四日(金曜日)

午前九時二十一分開議

出席委員

- 委員長 平沢 勝栄君
- 理事 土井 亨君
- 理事 山口 泰明君
- 理事 大島 敦君
- 理事 上田 勇君
- 池田 佳隆君
- 岩田 和親君
- 佐々木 紀君
- 高木 宏壽君
- 笠 健一君
- 笠 浩史君
- 竹内 讓君
- 中島 克仁君
- 勝栄君
- 原田 義昭君
- 義家 弘介君
- 青柳陽一郎君
- 石崎 徹君
- 金子 恵美君
- 齋藤 洋明君
- 古屋 圭司君
- 寺島 義幸君
- 三木 圭恵君
- 三宅 博君
- 笠井 亮君

- 外務大臣 岸田 文雄君
- 国務大臣 山谷えり子君
- (国家公安委員会委員長) 木下 一吉君
- (拉致問題担当) 衆議院調査局北朝鮮による拉致問題等に関する特別調査室長

委員の異動

十一月十四日

辞任

- 新開 裕司君
- 高木 毅君

同日

補欠選任

- 岩田 和親君
- 佐々木 紀君
- 高木 毅君

十一月十一日

第二類第四号

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会議録第三号 平成二十六年十一月十四日

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書(徳島県議会)(第四二二六六号)

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない失踪者八百八十三人の調査を求める意見書(徳島県阿南市議会)(第四二二六七号)

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない失踪者の調査を求める意見書(徳島県那賀町議会)(第四二二六八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

北朝鮮による拉致問題等に関する件

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

〇平沢委員長 これより会議を開きます。

北朝鮮による拉致問題等に関する件について調査を進めます。

この際、政府担当者の平壤派遣に關しまして政府から報告を聴取したいと思ひます。岸田外務大臣。

〇岸田外務大臣 先般の政府担当者の平壤派遣について御報告申し上げます。

北朝鮮の特別調査委員会による調査については、九月末に瀋陽で行われた日朝外交当局間合合において、北朝鮮側からは、調査は初期段階であり、日本人一人一人に関する具体的な調査結果を通報できる段階にないとの説明がありました。

我が国としてこのような説明は容認できず、拉致問題こそが最重要課題であるとのこれまで北朝鮮側に繰り返し伝えてきた日本政府の立場を、直接、特別調査委員会の責任者に明確に伝え、調査の現状について詳細を聴取するとともに、北朝鮮が迅速に調査を行い、その結果を速やかに公正

直に通報することを強く求めるため、訪朝することの決定をいたしました。

今回の訪朝を見送れば、交渉の重い扉をやつとあけたばかりであるにもかかわらず、再び交渉が途切れてしまうかもしれないとのリスクもありました。

残念ながら、事前に判明していたとおり、拉致被害者の方々の安否情報や消息等についての具体的な情報を得ることはできませんでしたが、今回訪朝を行ったことにより、拉致問題の解決に向けた日本の強い決意を北朝鮮の最高指導部に伝えることができ、北朝鮮側からは、過去の調査結果にこだわることなく、新しい角度から調査を深めていく、特殊機関に対して徹底的に調査を行うとの説明があつたなど、派遣した意味はあつたと考えます。

拉致問題は安倍政権にとつて最重要課題です。引き続き、全ての拉致被害者の帰国に向けて、対話と圧力、行動対行動の原則を貫き、全力を尽くしてまいります。

以上です。

〇平沢委員長 次に、山谷拉致問題担当大臣・国家公安委員会委員長。

〇山谷国務大臣 先般の政府担当者の平壤派遣について御報告申し上げます。

先月に行つた政府担当者の平壤派遣は、北朝鮮側から、九月末に行つた日朝外交当局間合合において、調査は初期段階であり、日本人一人一人に関する具体的な調査結果を通報できる段階にないとの説明がなされたことを受け、拉致問題が最優先課題であるとの日本政府の立場や日本国内の厳しい意見、受けとめ方を、直接、特別調査委員会の責任者に明確に伝え、北朝鮮が迅速に調査を行い、その結果を速やかに公正直に通報すること強く求めつつ、調査の現状について詳細を聴取

するため、決定したものです。

今回の訪朝には、拉致問題対策本部及び警察庁からも担当者を派遣いたしました。この訪朝によつて、我が国として拉致問題が最重要であり、拉致以外の問題がいかに進展しても、拉致問題で進展がなければ日本は評価しないことを、直接、特別調査委員会の責任者に伝えたほか、北朝鮮からは、過去の調査には不十分な面があつたことから、その結果にこだわることなく、新しい角度から調査を深めていくこと、特殊機関に対しても徹底的に調査を行うことなどの説明があり、派遣した意味はあつたと考えます。

拉致問題は安倍政権にとつて最重要課題です。また、北朝鮮に残されている拉致被害者の方々の心情や健康状態、そして、肉親との再会を切なる思いでお待ちの御高齢の御家族の心痛を察すると、もはや一刻の猶予も許されません。今回の訪朝につきましては、御家族を初めとする関係者から厳しい意見もいただいているところではございますが、そのような声も踏まえながら、引き続き、全ての拉致被害者の帰国に向けて、対話と圧力、行動対行動の原則を貫き、全力を尽くしてまいります。

〇平沢委員長 以上で報告は終わりました。

〇平沢委員長 この際、北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案起草の件につきまして議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事会等において協議いたしました結果、お手元に配付いたしましたお手元の起草案を得ましたので、本起草案の趣旨及び概要について、委員長から御説明させていただきます。

本案は、拉致被害者等給付金について、現在の受給者に対する支給期限が平成二十七年三月に到来すること、帰国した拉致被害者が今後退職年齢に達する中で、長期間の拉致により貯蓄等が十分でないこと、また、今後の新たな拉致被害者の帰国に向けた準備に遺漏なきを期する必要があること等に鑑み、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補充しその良好かつ平穏な生活の確保に資する等のため、老齢給付金の支給等の施策を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、本法の目的に、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補充しその良好かつ平穏な生活の確保に資するため、老齢給付金等の支給その他の必要な施策を講ずることを追加することとしております。

第二に、永住被害者、永住配偶者等の必要な定義規定を置くこととしております。

第三に、滞在援助金の支給対象に、帰国し、または入国した被害者の配偶者、子及び孫を加えることとしております。

第四に、国は、永住被害者または永住配偶者であつて六十歳以上であるもの等に対し、老齢給付金を、毎月、支給すること等としております。

第五に、国は、永住配偶者であつてその配偶者である被害者が六十五歳に達した後死亡したもとの等に対し、配偶者支援金を、毎月、支給することとしております。

第六に、国は、国民年金法の規定による老齢基礎年金等の支給開始年齢に達した日の属する月の翌月以降に帰国し最初に本邦に住所を有するに至つた被害者に対し、当該被害者の請求により、その間の老齢基礎年金等の額に相当する額の特別給付金を支給することとしております。

第七に、国は、帰国し、または入国した被害者の子が国民年金法の特例として政令で定めるところにより保険料を納付しようとするときは、当該被害者の子に対し、追納支援一時金を支給することができるとしております。

第八に、国は、拉致被害者等給付金の支給開始のときから十年を経過した永住被害者または永住配偶者であつてその生活基盤の再建または構築が不十分なものについて、十年を超えて拉致被害者等給付金の支給を行うことが特に必要であると認めるときは、当該拉致被害者等給付金の支給開始のときから十五年を限度として、拉致被害者等給付金の支給を行うことができるとしてしております。

なお、この法律は、平成二十七年一月一日から施行することとしております。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○平沢委員長 この際、本起草案につきまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。山谷拉致問題担当大臣。

○山谷国務大臣 本法律案の御提案に当たり、委員長及び委員各位の払われた御努力に深く敬意を表するものであります。

政府といたしましては、既に帰国されている拉致被害者及びその家族の方々を含め、北朝鮮当局によつて拉致された被害者等が置かれている状況に鑑み、本法律に異存はございません。

御可決いただきました暁には、その御趣旨を踏まえて適正な運用に努め、拉致被害者等の支援になお一層の努力をしてまいらる所存でございます。

○平沢委員長 お諮りいたします。本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○平沢委員長 起立総員。よつて、本案は委員会提出法律案とすることに決しました。

委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平沢委員長 御異議なしと認めます。よつて、このように決しました。

今回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時三十一分散会

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「未曾有」を「未曾有」に、「拉致された」を「拉致された」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「とともに、帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等」を「ほか、帰国被害者等に、「促進し」、「促進し」に改め、「資する」の下に「とともに、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補充しその良好かつ平穏な生活の確保に資する」を、「拉致被害者等給付金」の下に「老齢給付金等」を加える。

第二条第一項を次のように改める。
この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 被害者 北朝鮮当局によつて拉致された日本国民として内閣総理大臣が認定した者をいう。
二 被害者の配偶者 被害者の配偶者婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。であつて被害者でないものをいひ、被害者の帰国後に配偶者となつた者及び被害者の死亡後に他の者の配偶者となつた者を除く。

三 被害者の配偶者等 被害者の配偶者及び被害者の子等(被害者の子及び孫であつて被害者でないものをいう。第五条第一項において同じ)をいう。
四 被害者の家族 被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう。
五 帰国被害者等 帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等をいう。
六 永住被害者 帰国した被害者であつて本邦に永住する意思を有して本邦に居住するものをいう。

七 永住配偶者 帰国し、又は入国した被害者の配偶者であつて本邦に永住する意思を有して本邦に居住するものをいう。
第二条第二項中「前項」を「前項第一号」に改める。

第三条第二項中「帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等(以下「帰国被害者等」という)を「帰国被害者等」に改める。

第五条の見出し中「拉致被害者等給付金等」を「拉致被害者等給付金及び滞在援助金」に改め、同条第一項中「帰国被害者等が本邦に永住する場合」には、当該帰国被害者等を「永住被害者、永住配偶者及び帰国し、又は入国した被害者の子等であつて本邦に永住する意思を有して本邦に居住するもの」に改め、同条第二項中「帰国した被害者」を「帰国被害者等」に、「当該被害者」を「当該帰国被害者等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(老齢給付金の支給)
第五条の二 国は、次の各号のいずれかに該当する永住被害者又は永住配偶者に対し、内閣府令で定めるところにより、これらの者の老後における所得を補充し、その良好かつ平穏な生活の確保に資するため、老齢給付金を、毎月、支給する。

一 六十歳以上である者
二 六十歳未満である者であつて六十歳以上の永住配偶者又は永住被害者の配偶者であるもの

2 老齢給付金の支給を受けることができる者

は、内閣府令で定めるところにより、当該支給を受けることができる老齢給付金の額の一部に相当する額について、前項の規定にかかわらず、毎月の支給に代えて、一時金の支給を選択することができる。

(配偶者支援金の支給)

第五条の三 国は、次の各号のいずれかに該当する永住配偶者に対し、内閣府令で定めるところにより、配偶者支援金を、毎月、支給する。

- 一 その者の配偶者である被害者が六十五歳に達した後に死亡した者
- 二 その者の配偶者である被害者が六十五歳に達する前に死亡した者であつて次のいずれかに該当するもの

イ その者が六十五歳以上であること。
ロ イに掲げるもののほか、その者の配偶者である被害者が生存しているとしたならば六十五歳以上であること。

第十一条第一項中「もの」の下に「(次条第一項において「対象期間」という。)を加え、同条第四項中「係る」の下に「旧被保険者期間又は新被保険者期間についての保険料の納付その他の」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(特別給付金の支給)

第十一条の二 国は、前条第三項の規定により保険料が納付されたものとみなされた場合には、国民年金法の規定による老齢基礎年金その他政令で定める給付(以下この項において「老齢基礎年金等」という。)の支給を開始すべき年齢(以下この項において「支給開始年齢」という。)に達した日の属する月の翌月以降に帰国し最初に本邦に住所を有するに至つた被害者に対し、当該被害者の請求により、六十歳に達した日に対象期間のうち旧被保険者期間又は新被保険者期間であるものに係る保険料が納付されたものとみなして計算された老齢基礎年金等が支給開始年齢に達した日の属する月の翌月から当該被害者が帰国し最初に本邦に住所を有するに至つた日の属する月まで支給されたとした場合における当

該老齢基礎年金等の額に相当する額として政令で定めるところにより計算した額の特別給付金を支給する。

2 前項に定めるもののほか、特別給付金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

(追納支援一時金の支給)

第十一条の三 国は、帰国し、又は入国した被害者の子であつて被害者でないもの(帰国後又は入国後引き続き一年以上本邦に住所を有する者に限り、二十歳に達する日前に帰国し、又は入国した者を除く。以下この条において「被害者の子」という。)が第十一条第四項に規定する政令で定めるところにより旧被保険者期間又は新被保険者期間について保険料を納付しようとするときは、当該被害者の子に対し、当該納付を支援するため、政令で定めるところにより、追納支援一時金を支給することができる。

第十二条中「及び滞在外援助金」を「滞在外援助金、老齢給付金、配偶者支援金、特別給付金及び追納支援一時金」に改める。

本則に次の一条を加える。

(情報の提供)

第十四条 厚生労働大臣及び日本年金機構並びに内閣総理大臣は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、国民年金の特例の実施、特別給付金の支給及び追納支援一時金の支給に關し、相互に必要な情報の提供を行うものとする。

附則第二条を次のように改める。

(拉致被害者等給付金の支給の特例)

第二条 国は、拉致被害者等給付金の支給開始の時から十年を経過した永住被害者又は永住配偶者であつてその生活基盤の再建又は構築が不十分なものについて、十年を超えて拉致被害者等給付金の支給を行うことが特に必要であると認めるときは、第五条第一項の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、当該拉致被害者等給付金の支給開始の時から十五年を限度として、同項の規定の例により、拉致被害者

等給付金の支給を行うことができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に關する法律(以下この条において「新法」という。)第五条の二の規定は、この法律の施行前に同条の規定の適用があるとするならば同条第一項第二号に該当する永住被害者(新法第二条第一項第六号に規定する永住被害者をいう。)又は永住配偶者(同項第七号に規定する永住配偶者をいう。)についても、適用する。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(内閣府設置法の一部改正)

第四条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十四号中「及び第四条から第六条まで」を、「第四条から第六条まで、第十一条の二、第十一条の三、第十四条及び附則第二条」に改める。

理由

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等が置かれていた状況に鑑み、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補充しその良好かつ平穩な生活の確保に資するため、老齢給付金の支給等の施策を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成二十七年年度約一億三百万円の見込みである。

平成二十六年十一月二十一日印刷

平成二十六年十一月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D